

議案第 18 号

三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町自転車駐車場条例(平成 13 年 12 月三宅町条例第 7 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

三宅町自転車駐車場条例(平成 13 年 12 月三宅町条例第 7 号)の一部を次のように改める。

第 3 条中「道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車(以下「自転車等」という。)とする。」を「石見駅前自転車駐車場にあっては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車のみとし、石見駅西側自転車駐車場及び但馬駅前自転車駐車場にあっては、同法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車(以下「自転車等」という。)とする。」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

三宅町自転車駐車場条例(平成13年12月三宅町条例第7号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（利用できる車両） 第3条 駐車場を利用することができる車両は、<u>石見駅前自転車駐車場にあっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車のみとし、石見駅西側自転車駐車場及び但馬駅前自転車駐車場にあっては、同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車等」という。)とする。</u>	（利用できる車両） 第3条 駐車場を利用することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車等」という。)とする。